

## ○鴨川市消防条例（抜粋）

### （消防委員会の設置）

第 13 条 本市における消防の十分なる発展に資し、もって消防行政の円滑なる運営を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定により鴨川市消防委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌）

第 14 条 委員会は、消防団に関する重要事項について市長の諮問に応じ、又は意見を申し述べる。

### （組織）

第 15 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、消防関係者及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （任期）

第 16 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 その職にあるために委員となった者の任期は、その在職期間中とし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会議）

第 17 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （委任）

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。